

芦之湯温泉国民保養温泉地計画書

平成 27 年 5 月

環境省

芦之湯国民保養温泉地計画

1. 温泉地の概要

本温泉地計画の地域は、神奈川県足柄下郡箱根町の芦之湯温泉の周辺を含めた別添図面に表示する地域とし、その面積は27.22ha(図上測定)である。

芦之湯温泉は、江戸時代には「箱根七湯」と称された、湯本・塔之澤・堂ヶ島・宮ノ下・底倉・木賀・芦之湯の一つであり、箱根町の南西部に所在し、箱根火山の上二子、駒ヶ岳、鷹ノ巣山、丸山など、周囲を1,000m前後の山に囲まれた高原性の小盆地にあり、標高875m、国道1号線小涌谷・元箱根間約6kmのほぼ中間に位置している。

芦之湯温泉は、鎌倉時代から湯治場として機能していたことが複数の文献に記載されており、古くから知られた温泉地である。江戸時代の後期には「箱根七湯」の温泉と名所等を廻る「七湯廻り」が実施されるようになり、多くの文人墨客が訪れるようになった。芦之湯とその周辺には東光庵、精進池、石仏・石塔群などの歴史のおよび文化的な遺産が遺されている。

現在、芦之湯温泉には3軒の宿泊施設と1軒の公衆浴場があり、営業している施設で温泉を利用できる。地域内の源泉数は11本(うち6源泉使用)で、その内の町有動力揚湯源泉は芦之湯の宿泊施設に供給されている。

泉質は、箱根温泉では唯一の中性の硫黄温泉で、美肌の湯と評されることも多く、その他硫化水素型の硫酸塩泉などの温泉もある。

2. 計画の基本方針

芦之湯温泉は、古くから湯治場として栄えてきた温泉地であり、豊かな自然環境と歴史的・文化的資産が遺され、閑静な環境が保たれていることから、観光のみならず保養・休養を目的とした宿泊客が訪れている。

本温泉地計画に基づき、芦之湯地区においては、周辺の自然と調和しつつ地域の歴史・文化を活用し、保養・休養の場として来訪者にとって、より魅力のある温泉地を目指していくこととする。

- (1) 芦之湯温泉の豊かな自然環境を活用した事業を行う。
- (2) 芦之湯温泉の施設の整備は、安全性・利便性・高齢者及び障害者に配慮し、周辺の自然及び景観と調和のとれたものとする。
- (3) 芦之湯温泉の閑静な温泉街を保全し、温泉利用者の滞在推進に向けて、より風情ある雰囲気醸成する。
- (4) 芦之湯温泉とその周辺の歴史・文化・風土を継承して活用していく。

本計画は、温泉地づくりの方向性を示すものであり、芦之湯温泉の地域全体

で取り組む指針として策定するものである。

3 . 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

芦之湯温泉は、周囲を 1,000m 級の山に囲まれた標高 875m に所在する。富士箱根伊豆国立公園内にあり、自然豊かな高原性の小盆地で夏季は涼しい。

芦之湯温泉は 30 軒ほどの集落で構成されている。国道 1 号線の西側に温泉街が展開し、宿泊施設（旅館 2 軒、民宿 1 軒）、公衆浴場、集会施設、郵便局、民家などが点在し、地域内には熊野権現旧跡や芦之湯弁財天などもあり、閑静な落ち着いた雰囲気温泉街となっている。箱根芦之湯フラワーセンターを起点として、国道 1 号線に沿って精進池まで遊歩道が整備されており、初夏にはニシキウツギやヤマボウシ、ノリウツギなどの木々が花を咲かせる。

芦之湯は中世の箱根越えの道である「湯坂路」沿いに位置し、鎌倉時代の文献に温泉が湧出している記述が見られ、湯本と共に箱根地区では最も古い温泉地とされている。江戸時代になると、湯治場として整備され箱根七湯の一つとして栄え、南関東一円から七湯廻りの来湯客で賑わいをみせた。文化・文政時代には賀茂真淵など多数の江戸文人が芦之湯を訪れるようになり、芦之湯の熊野権現境内の薬師堂「東光庵」では句会や歌会が開催され、多くの和歌が詠まれた。

芦之湯温泉から精進池の間には、13 世紀～14 世紀に建立された石仏・石塔が多数点在している。この中で、曾我兄弟・虎御前の墓、二十五菩薩、六道地藏、多田満仲の墓、応長地藏などが国の重要文化財に指定されている。

(2) 取組の現状

芦之湯温泉は、昭和 11 年に富士箱根伊豆国立公園の第 2 種特別地域に指定され、自然公園法に基づき温泉地内の自然景観が保たれている。

地域内の遊歩道、阿字ヶ池園地等の主要箇所において、毎年自治会による定期的な清掃活動が実施され、景観保全を図っている。

温泉街は国道から西側に入った町道沿いに展開しているため、自動車の通行量が少なく閑静で落ち着いた雰囲気が保全されている。平成 5 年に設置された集会施設も景観に配慮されている。

芦之湯の地域内には、賀茂真淵・祖友・蜀山人などをはじめとする歌碑が多数設置されている。江戸時代の文人サロンであった東光庵は箱根町の史跡に指定され、平成 14 年に復元されている。

芦之湯から精進池の間は、「元箱根石仏群」として国の史跡に指定されている石仏・石塔が点在していることから、遊歩道として整備され、歴史散歩のハイキングコースとなっている。史跡が国道 1 号線の両側に点在しているため、横断による事故防止の観点から、六道地藏と二十五菩薩の 2 カ所に地下道が整備され安全性が確保されている。また、精進池畔には、「石仏群と歴史館」が設置さ

れ、写真パネル等によって芦之湯の歴史や石仏群等について解説されている。

(3) 今後の取組方策

芦之湯温泉において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、文化、風土等の維持・保全等を図るため、関係機関等と調整の上、現状の取組を継続するとともに、それらに加え、地域住民、旅館経営者等が連携する中で芦之湯観光協会が中心となって自主的にまちづくり活動を行い、必要に応じて神奈川県や箱根町に協力を求める。

地域における活動として、芦之湯観光協会が主体となり、植栽や清掃美化に努める。また、健全な温泉地を育成し維持するために、公衆衛生の確保、風気の維持等に努める。

また、箱根町が主体となり、阿字ヶ池の浚渫・掘削を実施して湿地の復元を試みる。湿地の復元完了後には芦之湯弁財天まで湿地周辺に散策路を設置する。

温泉地とその周辺に点在する歴史的・文化的な史跡等を活用し、滞在客に対応した新たな散策ルートを検討し、さらに医師や入浴指導員等の協力を仰ぎ、健康ウォーキングや健康入浴法等を実施する。

4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(1) 医師の配置の状況

芦之湯温泉では、医学的立場から健康管理についての指導や入浴客の体調不良に対応する医師を配置しており、その氏名及び活動の状況等は、以下のとおりである。

医師

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
元箱根木村医院 院長 木村 俊一	内科	元箱根木村医院において、入浴客の体調不良等に対応。	H23年度～

(2) 配置計画又は育成方針等

芦之湯温泉では、(1)の医師の配置を継続しつつ、温泉利用及び温泉を利用した健康増進等の相談に関して医師が対応できる体制の構築に努める。

また、施設において健康増進及び疲労回復等のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるように、温泉入浴指導員の育成に努める。

人 材	活動内容	配置年度
温泉入浴指導員	各宿泊施設に配備できるよう温泉入浴指導員の育成に努める	H27年度～

5 . 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

芦之湯温泉における主な泉質は硫黄泉と硫酸塩泉であり、現在 11 本の源泉があり（うち 6 本利用）、4 軒の宿泊施設等で浴用に利用されており、複数の源泉を有する施設もある。

源泉	温度 ()	湧出量 (l/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
仙液湯	33.7	80	単純硫黄泉	自然湧出	民間	旅館 1 施設
黄金湯	31.9	72	単純硫黄泉	自然湧出	民間	旅館 1 施設
芦茹の湯	59.1	139	含硫黄 - カルシウム・ナトリウム・マグネシウム - 硫酸塩・炭酸水素塩泉（硫化水素型）	動力揚湯（エアリフト）	民間	旅館 1 施設
芦之湯揚湯 2号	66.4	95	カルシウム・ナトリウム・マグネシウム - 硫酸塩・炭酸水素塩泉	動力揚湯（エアリフト）	箱根町	旅館 2・民宿 1、計 3 施設
芦之湯揚湯 1号	71.1	56	カルシウム・ナトリウム・マグネシウム - 硫酸塩・炭酸水素塩泉	動力揚湯（エアリフト）	箱根町	芦之湯揚湯 2号の予備
元箱根 44号	77.0	600	単純硫黄泉	蒸気噴出	箱根町	公衆浴場 1
芦之湯 2号		測定不能	単純硫黄泉	自然湧出	民間	未利用
芦之湯 3号	32.9	測定不能	単純硫黄泉	自然湧出	民間	未利用

芦之湯 6号	31.2	測定不能	単純硫黄泉	自然湧出	民間	未利用
芦之湯 5号		涸渴		自然湧出	民間	未利用
芦之湯揚湯 3号		井戸破損	カルシウム・ナトリウム・マグネシウム - 硫酸塩・炭酸水素塩泉	動力揚湯 (エアーリフト)	箱根町	未利用

(2) 取組の現状

芦之湯温泉における各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源泉	取組	実施主体	実施年度
芦之湯温泉のすべての源泉	温度、湧出量、pH、電気伝導度の現地測定を1年に1回実施。	神奈川県(3年に2回)源泉所有者(県の測定が実施されない年に1回)	S33年度～
硫黄を含む源泉	硫化水素濃度の測定を1年に2回実施。	神奈川県・源泉所有者	S49年度～

<安全対策>神奈川県が1年に2回硫化水素の実態調査を実施し、温泉利用施設に対して安全対策を指導している。硫化水素を含む源泉を利用している2施設では、硫化水素濃度の自主検査を実施し、神奈川県に報告している。箱根町においても硫化水素対策の印刷物を作成し、温泉利用施設に配布して注意喚起している。

(3) 今後の取組方策

芦之湯温泉において、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続します。

さらに、モニタリングの強化を図るため、源泉所有者が水位に関する定期的観測を検討し、できる限り早い時期から実施する。

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

芦之湯温泉において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

浴用利用のみ

温泉地	源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
芦之湯温泉	4 (芦茹の湯、芦之湯揚湯 2 号、芦之湯揚湯 1 号、元箱根 4 号)	引湯管、貯湯槽	4
	2 (仙液湯、黄金湯)	引湯管	1

(2) 取組の現状

芦之湯温泉において温泉の利用に当たって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	必要に応じ維持管理及び成分検査を実施。	箱根町・源泉所有者
引湯管	自主的	すべての引湯管について、管内スケールの洗浄清掃、バルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	箱根町・宿泊施設事業者
浴槽	神奈川県旅館業法施行条例等	<p>< 浴槽水 ></p> <p>浴槽は常に満水状態とし、温泉を供給することにより溢水させて清浄に保つ。</p> <p>毎日 1 回以上の換水を実施し、特に汚染したときはその都度換水。ただし、循環式浴槽は週 1 回以上換水を実施し、その都度浴槽を清掃・消毒する。</p> <p>すべての浴槽の浴槽水について、レジオネラ属菌等の水質検査を 1 年に 1 回以上実施。</p>	宿泊施設事業者

		<p><ろ過器> ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃。</p> <p><集毛器> 集毛器は、毎日清掃し、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去。</p>	宿泊施設事業者
施設及び浴槽	行政指導	施設の許可内容の遵守について監督指導を行い、適切な指導を実施。 (3年に1回以上)	神奈川県
設備周辺	自主的	すべての設備周辺において、状況を確認しながらその都度清掃を実施。	箱根町・宿泊施設事業者

(3) 今後の取組方策

芦之湯温泉において、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、箱根町が芦之湯温泉の温泉関係者に対し、温泉に関する衛生面の講習会等の情報を提供して積極的な参加を呼びかける。

7. 温泉地の特性を生かした温泉公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

芦之湯温泉は、鎌倉時代から温泉として利用されており、江戸時代になると湯治場として発展し、箱根七湯の一つに数えられた。さらに江戸時代後期には、箱根山中に点在する名所・旧跡を結びつけた「七湯廻り」と称される温泉観光ルートが好評を博した。

明治時代以降、箱根は避暑地として開発が進められるのに伴い、鉄道やケーブルカーなどの公共交通機関が整備され、観光地として発展してきた。また、道路網が整備され芦之湯へのアクセスは良好となった。芦之湯までの路線バスでの所要時間は、小田原から50分、箱根湯本から30分となっている。

戦後、高度成長期において箱根は観光開発が進み、隣接する湯ノ花沢地区ではゴルフ場が整備され別荘地の造成が実施されるが、芦之湯地区では大きな開発は実施されず、落ち着いた雰囲気と保たれた温泉地となっている。

平成になると、芦之湯温泉と周辺に関する歴史・文化の貴重性が再認識され、それらの保存及び周知並びに文化の継承等を目的とした「芦刈まつり」が平成5

年に開催され、以後、講演会と俳句会等が毎年開催されている。

近年では、閑静な環境と文化性を求める若い世代の利用者も増加している。

最近の芦之湯温泉における温泉利用の状況は、以下のとおりである。

過去 3 年間の温泉の利用者数

(単位：人)

温泉地	区分	H23 年	H24 年	H25 年
芦之湯温泉	宿泊	16,534	16,792	18,017
	日帰	13,946	17,884	18,712
合計		30,480	34,676	36,729

最近 1 年間(平成 25 年)の温泉の利用者数

(単位：人)

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数				
				1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
芦之湯温泉	宿泊	3	395	1,420	1,343	1,756	1,364	1,599
	日帰	4		1,184	1,278	1,619	1,324	1,066
合計				2,604	2,621	3,375	2,688	2,665
利用者数								
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	
1,384	1,107	2,504	1,466	1,276	1,887	911	18,017	
1,067	1,105	2,086	1,679	2,078	2,561	1,665	18,712	
2,451	2,212	4,590	3,145	3,354	4,448	2,576	36,729	

(2) 取組の現状

芦之湯温泉において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	取組	実施主体
芦之湯温泉	国道 1 号線沿いの芦之湯温泉入り口に箱根芦之湯フラワーセンター及び駐車場を設置。	箱根町
	箱根芦之湯フラワーセンターに隣接して公衆便所を設置。温泉利用客及び観光客等の利用に供している。	箱根町
	芦之湯温泉の熊野権現境内にあった薬師堂（東光庵）を復元。町の史跡に指定し、芦之湯温泉の歴史・文化の普及及び散策のポイントとして活用している。	箱根町

	芦之湯温泉の阿字ヶ池付近に集会施設を設置。まつりをはじめ、各種イベント等で活用している。	箱根町（設置）、芦之湯地区自治会・芦之湯観光協会（活用）
	ホームページ「芦之湯の顕彰」により、芦之湯温泉の歴史や文化について紹介している。	芦之湯観光協会
	芦之湯温泉の歴史や文化を中心とした講演会や句会等を実施する芦刈まつりの実施概要のチラシを作成し、参加を呼びかけ配布している。	芦之湯観光協会
芦之湯温泉～精進池	芦之湯温泉から精進池にかけての石仏・石塔群は、国道1号線を挟んで点在しているため、二十五菩薩付近と六地藏付近の遊歩道2カ所に地下道を設置。来訪客の安全と利便性を確保している。	箱根町
精進池	芦之湯温泉と精進池を結ぶ遊歩道の精進池畔に「石仏群と歴史館」を設置。石仏群の解説や芦之湯温泉の歴史をはじめ、周辺の史跡巡りの情報を提供しているとともに、休憩施設としても機能している。	箱根町
	箱根の歴史回廊を歩く箱根散歩として「温泉の道」コースを設定し、芦之湯温泉と石仏群の解説をしたパンフレットを作成し、石仏群と歴史館等で配布している。	箱根町

（3）今後の取組方策

芦之湯温泉において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、温泉の適正な利用を進めるとともに、環境の保全、環境配慮に努めながら、良好な景観を創設し、従来からの休養地的な温泉地としての機能に、新たに健康の維持、増進といった健康づくりの場としての機能を加え、それらを統合した温泉地を目指していく。そのためには、実施主体と調整の上、（2）の取組を継続するとともに、ハード面のみならず、健康プログラムの作成等を含むソフト面の整備として以下の取組を進める。

温泉地	取組	実施主体
芦之湯温泉	箱根芦之湯フラワーセンター新規事業の展開を検討し、芦之湯の温泉客及び観光客の利用に供する。	箱根町・民間
	第二次世界大戦中にドイツ兵が防災のために設置した阿字ヶ池を浚渫。また、土砂の堆積等で乾燥した阿字ヶ池周辺を掘削して湿地の復元を試み、芦之湯温泉に良好な景観を創設する。湿地の復元後、散策道を整備する。	箱根町
	芦之湯温泉の歴史・文化の普及及び散策のポイントとして活用している東光庵について、茅葺屋根の葺き替えや境内の樹木選定などを実施し、良好な景観の保持に努める。	箱根町
	元箱根木村医院の木村院長の指導の基で、温泉入浴と散策等を組み合わせた健康増進プログラムを策定する。	医師・芦之湯観光協会
	芦之湯温泉において、温泉入浴の適切な指導ができる温泉入浴指導員の充実を図る。	箱根町・芦之湯観光協会
	芦之湯温泉における句碑や弁財天などの地域文化を巡る散策ルートを策定し、ガイドが同行して解説する。	芦之湯観光協会
	温泉街を中心に、散策ルート等の美化活動を進める。	芦之湯観光協会 ・自治会

8 . 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

芦之湯温泉における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設
芦之湯温泉	公有施設	道路 箱根芦之湯フラワーセンター・駐車場 芦之湯集会所 芦之湯公衆便所

		遊歩道（芦之湯温泉～精進池） 園地（阿字ヶ池周辺） 東光庵 石仏群と歴史館
	私有施設	宿泊施設（旅館2軒、民宿1軒） 芦之湯弁財天

（２）取組の現状

芦之湯温泉において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
芦之湯温泉	公有施設	道路	現状は特になし。	国・神奈川県・箱根町
		遊歩道	ベンチの設置	箱根町
	建造物	石仏群と歴史館：休憩用椅子及びトイレの設置。 箱根芦之湯フラワーセンター：入り口スロープ。 芦之湯公衆便所：身障者用トイレ。	箱根町	
	私有施設	建築物	入り口スロープ：1施設（計画中2施設） 身障者用トイレ：1施設（計画中2施設） 廊下手摺りの整備：1施設（計画中2施設）	各所有者

（３）今後の取組方策

芦之湯温泉において、さらに高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上、（２）の取組を継続するとともに、以下の取組を進める。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
芦之湯温泉		道路	路線を調査し、身障者に不都合な箇所は改修	箱根町

	公有施設		を検討する。	
		園地	阿字ヶ池の復元に伴う散策路の整備においてバリアフリー化に努める。	箱根町
芦之湯温泉		建築物	箱根芦之湯フラワーセンターに代わる新規施設はバリアフリーに配慮した施設とする。	箱根町
		案内板・誘導板	国民保養温泉地の周知を図ることやさらなる回遊性を高めるため、外国語表記を含めた案内板及び誘導板設置を検討する。	箱根町・芦之湯観光協会
	私有施設	建築物	計画未定の各施設においても、入り口スロープ、手摺、身障者用トイレ等の整備について、町から事業者自らが取り組むよう要請する。	各所有者

9 . 災害防止対策に係る計画及び配置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

芦之湯温泉は、富士箱根伊豆国立公園の第2種特別地域に所在し、四方を山に囲まれた高原性の盆地にある。箱根火山は活火山であり、噴気や火山ガスの影響により地盤がゆるみやすく、平成14年には台風21号に伴う集中豪雨により、駒ヶ岳山頂付近の崩壊に起因する土石流が発生し、国道1号線や芦之湯温泉の温泉街まで泥流が到達する災害が起きた。

この災害後、神奈川県では、蛇骨川上流区域における土石流対策の治山事業を実施し、崩落防止のアンカー設置並びに複数の治山ダムを設置した。

平成17年の台風11号に伴う集中豪雨により、再度土石流が発生したが、対策事業の効果で土砂は砂防ダムにより食い止められ、温泉街への被害はなく現在に至っている。湯ノ花沢沿いは土砂災害警戒地域に指定されており、温泉街

の北西部の一部が該当している。

なお、芦之湯温泉は江戸時代から続く温泉地であり、永い歴史の中で温泉地内の火災が発生したことはあるが、戦後において火災による死亡者が出たことはない。

(2) 計画及び措置の現状

芦之湯温泉において、現在、災害防止に関し策定している計画又は講じられている措置は、以下のとおりである。

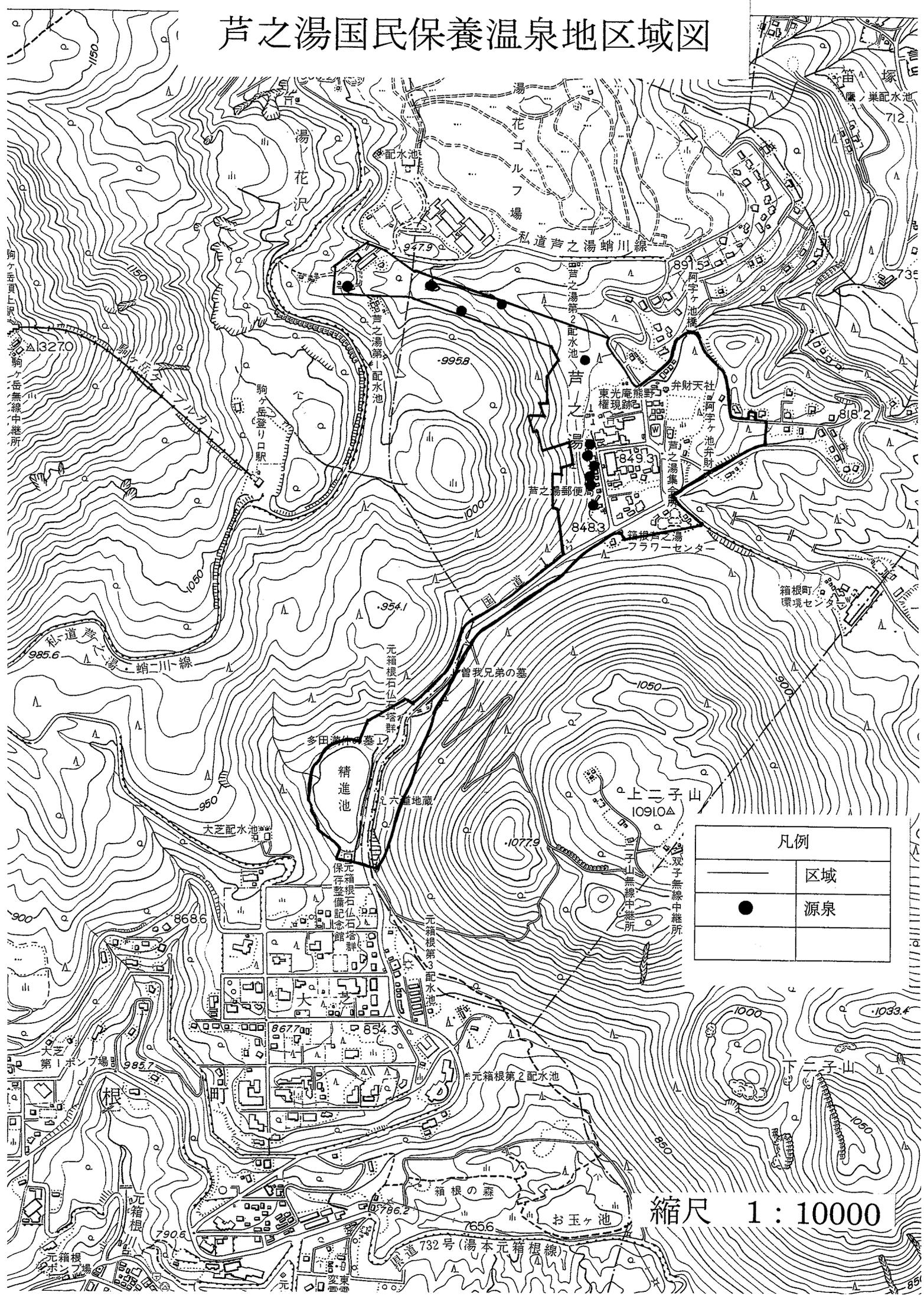
温泉地	計画又は措置	計画又は措置の概要
芦之湯温泉	土砂災害警戒区域の指定（神奈川県）	『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、神奈川県告知第 229 号として「湯の花沢」を指定。
	地域防災計画（箱根町）	警戒避難体制に関する事項を策定。箱根町では、県による土砂災害計画区域の指定を基に箱根町土砂災害ハザードマップを作成した。芦之湯地区の避難所として芦之湯集会所を指定している。
	急傾斜地崩壊危険区域の指定要望（箱根町）	神奈川県への指定要望に向け、土地所有者等への同意を得るため調整中。
	自主防災組織（自治会）の育成・強化	防災訓練及び防災に関する研修等へ参加している。

(3) 今後の取組方策

芦之湯温泉において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

温泉地	取組	実施主体
芦之湯温泉	急傾斜地崩壊危険区域の指定	神奈川県
	温泉地域における、災害時の宿泊客等の避難、誘導計画を平成 29 年度を目途に策定する。	箱根町
	旅館等観光施設の安全を確保するため、施設の耐震化に向けた取組を検討する。	各事業者
	雪害対策基地の設置に向けて調整中	神奈川県

芦之湯国民保養温泉地区区域図



凡例	
	区域
	源泉

縮尺 1 : 10000